

役員退職慰勞金等規程

平成24年4月1日

一般財団法人 環境優良車普及機構

役員退職慰労金等規程

(目的)

第1条 役員退職慰労金等については、一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という)の「役員の報酬等及び費用に関する規程」(以下、「役員報酬規程」という。)第6条に基づき定める本規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときにその者に、死亡した場合は、その遺族に支給する。ただし、定款第30条第1号により解任された場合には支給しない。

(支給額)

第3条 常勤役員に対する支給額は、在職1ヵ月につき、その者の役員報酬規程第4条第1項に定める本俸月額に100分の25以内の割合を乗じて得た額を基準する。

- 2 前項の割合は、その者の在職中の功績等を考慮して、会長がその都度決定する。
- 3 在任期間が1ヵ月に満たない端数は、これを1ヵ月に切り上げる。

(特別功労金の支給)

第4条 非常勤役員で機構に対して特に功績のあった者に対し、評議員会の決議により、特別功労金を支給することが出来る。

- 2 支給額は、その者の在職期間及び功績等を考慮し、評議員会の決議を経て、会長が決定する。

(支給方法)

第5条 退職慰労金の支給に当たっては、法令により控除すべき額を控除した残額とし、退職又は死亡日から1週間以内に支給する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。